

柳泉園組合クリーンポート長期包括運営管理事業 実施方針に関する質疑回答

標記の件、次のとおり回答します。

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------|------|------------|---|----|--|--------------|--|---|
| | | 頁 | 当該資料での該当部分 | | | | | | |
| 1 | 実施方針 | 3 | II | 1 | 5) | | ごみの収集・搬入管理 | 組合にて受付、計量、搬入車両の指示・案内等の業務を実施される以上、「◆搬入された廃棄物の処理不適物の管理」については、組合側にも含まれると考えます。 | 搬入ごみの監視による処理不適物の回収、保管、引渡しを処理不適物の管理として事業者の範囲としています。 |
| 2 | 実施方針 | 3 | II | 1 | 5) | | 搬入管理業務 | 記載されております、以下の業務の頻度及び具体的な内容について、御教示下さい。 ◆搬入された可燃ごみのごみ質分析 ◆プラットフォームにて実施する搬入内容物調査業務 ◆搬入物実態調査業務 | 後日公表する要求水準書で示します。 |
| 3 | 実施方針 | 4 | II | 2 | 5) | | リスク分担（施設の運転） | 平成39年度までは直営の運転係も運転される予定ですが、その場合の運転指示はどのようにお考えですか。また直営の運転係が運転している時に発生した事故等については、貴組合の責務と考えてよろしいでしょうか。 | 運転指示は直営の運転係が運転している時は組合、事業者が運転している時は事業者によるものとします。 直営の運転係が運転している時に発生した事故等については、運転の不備による場合は組合、事業者の維持補修等の不備による場合は事業者の責務とします。 |
| 4 | 実施方針 | 4 | II | 2 | 注) | | 運転管理業務 | 注)に記載の運転管理業務に関する直営から委託業者への委託計画に関し、プラント機器・電気機器類の整備及びタービン主任技術者の配置は民間事業者に完全委託された時点から、配置する必要があるという理解でよろしいですか。又、日常業務における整備班を設置しての委託業務は含まれますか。 | プラント機器・電気機器類の整備及び資格者の配置については後日公表する要求水準書で示します。 整備班の設置は提案によりますが、事業者の業務範囲外の委託業務は含まれません。 |
| 5 | 実施方針 | 8 | II | 6 | 2) | | 余熱利用業務 | 施設外への熱供給に関し、供給に関する変動の許容値、ペナルティーはありますか。 | 特にありません。 |

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------|------|------------|---|---|--|--|-------------|---|--|
| | | 頁 | 当該資料での該当部分 | | | | | | | |
| 6 | 実施方針 | 10 | Ⅲ | 3 | ② | | | 委託費の見直し | 『許容範囲については、初回は初期値を・・・』に記載されております”許容範囲”とは、見直しが必要な基準とされる固定費及び変動費の単価数値を基準との理解でよろしいですか。 | 固定費及び変動費単価見直しの指標によるものであり、詳しくは後日公表する事業契約書（案）で示します。 |
| 7 | 実施方針 | 18 | V | 2 | ② | | | 【リスク分 担】 | リスク分担表に記載されております”○”及び”△”の凡例表示について御教示下さい。 | ○は主負担（リスクが顕在化した場合に負担を行う）、△は従負担（リスクが顕在化した場合に協議を行い、負担を行う場合がある）を示します。 |